

■自動積立定期郵便貯金（オート定期郵便貯金）

| | |
|--------------------|--|
| 商 品 名 | 自動積立定期郵便貯金（オート定期郵便貯金） ※自動積立定期郵便貯金（オート定期郵便貯金）は全て預入期間が経過し、通常郵便貯金となっています。 |
| ご 利 用 いただける方 | 個人及び法人その他の団体 ※平成19年10月以降は、新規のお申込みを受け付けておりません。 |
| 積 立 期 間 | 最初の積立日から6年以内 ※平成19年10月以降は、自動積立預入は行いません。 |
| 預 入 期 間 | 預入の日から起算して3か月、6か月、1年、2年、3年又は4年 ※預入期間経過後は通常郵便貯金となります。 |
| 積 立 金 額 | ●1,000円以上、1,000円単位 |
| 払 戻 方 法 | 郵便局の貯金窓口又は株式会社ゆうちょ銀行本支店若しくは出張所の窓口で払戻しできます。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料の提示を求める場合があります。 |
| 利 率 | ●預入時の日本郵政公社が定めた利率を約定利率として預入期間中適用します。 ●預入期間2年の定期郵便貯金について預入の日から1年経過後の1年分の利子を預入期間1年の定期郵便貯金に預入する場合の当該預入期間1年の定期郵便貯金（以下「子定期」といいます。）の利率は、子定期の預入時の当機構が定めた利率を約定利率として預入期間中適用します。 ※預入期間経過後は通常郵便貯金の利率を適用します。 |
| 利 子 計 算 | ●1年を365日とする日割計算 ●3年未満は単利、3年もの及び4年ものは半年複利 ●預入期間2年のものに限り、預入の日から1年経過後に1年分の利子を子定期又は株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金へ振り替えて預入します。 ※預入期間経過後は通常郵便貯金となり、毎年3月末を区切って、4月1日に利子を元金に加えます。 |
| 利 子 課 税 | ●個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成24年12月31日までに満期を迎えた貯金は20%の源泉分離課税 ●法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税） |
| 付 加 可 能 特 約 事 項 | 払戻しの請求の際、請求書への記名押印に加え暗証番号を入力することにより印鑑照合及び暗証照合を行う取扱い（暗証番号必須取扱い）がご利用いただけます。 ※平成19年9月以前に預入されたオート定期郵便貯金は、同年10月以降は継続預入の取扱いを行わず、預入期間経過後は通常郵便貯金となります。 |
| そ の 他 | この貯金の払戻し及びその利子の支払いについては、国（政府）が保証します。 ※この貯金には、自動積立預入規定その他関係規定が適用されます。 ※詳しくは、郵便局の貯金窓口又は株式会社ゆうちょ銀行本支店若しくは出張所の窓口におたずねください。 |

平成29年9月30日現在